

沖縄防災連絡会 運営要領

第1条（目的）

沖縄地域において大規模な地震・津波災害が発生したとき、迅速且つ的確な社会・産業基盤の応急復旧や必要な諸資源の確保等について、予め、関係行政機関、民間団体等が相互に協力・連携して対応策の検討を進め、各機関の大規模地震・津波災害への対応策の一層の向上、情報の共有や関係機関相互の連携の推進を図り、もって、民生の安定、国土の保全、社会秩序の維持と公共の福祉の確保に資することを目的とする。

第2条（構成）

沖縄防災連絡会（以下「連絡会」という。）は、別表に掲げる者（以下、「会員」という）をもって構成する。なお、会員の同意により新たに会員を追加することができる。

2. 連絡会は、必要に応じ別表以外の関係者の出席を求めることができる。

第3条（会議）

連絡会には会長を置くものとし、内閣府沖縄総合事務局長をもって充てる。

2. 連絡会には、会員が指名した者をもって代理として出席させることができるものとする。

第4条（活動内容）

連絡会は、次の各号に掲げる事項について活動する。

- 一 災害対策に関して、各機関が保有する情報、取組施策等に関する情報の共有や意見交換、等
- 二 被害の拡大防止や応急復旧に向けた対応策の調整、連携に関する検討、等
- 三 発災後の道路、港湾、空港の早期啓開の在り方及び情報通信機能や運輸・物流体制の確保等、社会・産業基盤の応急復旧に関する検討
- 四 発災後の電力、石油・ガス等の燃料、要員・資機材等の諸資源の確保に関する検討
- 五 大規模地震・津波災害への対応に関し、会員相互に関連する課題の改善策の検討
- 六 その他、前項一～五に関する事項

第5条（幹事会）

連絡会の円滑な運営を図るため、幹事会を置く。幹事会は、各会員が指名する者を持って構成する。

第6条（部会）

連絡会は、運営要領第4条の活動を円滑に進めるため、必要に応じて部会を設置することが出来るものとする。また、既に会員間で実施している検討会等も部会とすることが出来るものとする。

2. 部会は、連絡会の承認を経て設置する。

3. 部会の運営に必要な事項は部会において定める。

第7条（事務局）

連絡会の事務は沖縄総合事務局総務部及び開発建設部において処理する。

附則 この運営要領は、平成24年11月20日から運用する。

附則 この運営要領は、平成25年2月6日から運用する。

附則 この運営要領は、平成27年11月12日から運用する。

国関係
内閣府 沖縄総合事務局
総務省 沖縄総合通信事務所
国土交通省 大阪航空局 那覇空港事務所
国土交通省 国土地理院 沖縄支所
気象庁 沖縄気象台
海上保安庁 第十一管区海上保安本部
経済産業省 那覇産業保安監督事務所
県・自治体関係
沖縄県
沖縄県警察本部
那覇港管理組合
那覇市消防局
交通関係
西日本高速道路株式会社 九州支社 沖縄高速道路事務所
一般社団法人 沖縄県バス協会
一般社団法人 沖縄県ハイヤー・タクシー協会
公益社団法人 沖縄県トラック協会
一般社団法人 沖縄県倉庫協会
一般社団法人 沖縄旅客船協会
沖縄地方内航海運組合
ライフライン関係
沖縄電力株式会社
南西石油株式会社
沖縄出光株式会社
株式会社りゅうせき
沖縄県石油商業組合
一般社団法人 沖縄県高圧ガス保安協会
沖縄ガス株式会社
通信関係
西日本電信電話株式会社 沖縄支店
株式会社エヌ・ティ・ティ・ドコモ 九州支社 沖縄支店
沖縄セルラー電話株式会社
ソフトバンクモバイル株式会社
建設業関係
一般社団法人 沖縄県建設業協会
一般社団法人 日本道路建設業協会 沖縄支部
沖縄県港湾空港建設協会
自衛隊
陸上自衛隊 第十五旅団司令部
海上自衛隊 沖縄基地隊
航空自衛隊 南西航空混成団司令部